

合併市町の協議結果

平成21年9月1日現在

新市町名	加美町	登米市	栗原市	東松島市	石巻市	南三陸町	美里町	大崎市	気仙沼市	
構成市町村	中新田町、小野田町、宮崎町	迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町、津山町	築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村	矢本町、鳴瀬町	石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町	志津川町、歌津町	小牛田町、南郷町	古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町	気仙沼市、唐桑町	気仙沼市、本吉町
人口(H17国調)	27,212	89,316	80,248	43,235	167,324	18,645	26,329	138,491	66,423	78,011
面積(km <sup>2</sup> ) (H19.10国土地理院)	460.82	536.38	804.93	101.86	555.77	163.74	75.06	796.76	226.67	333.37
協議会名	中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会	登米地域合併協議会	栗原地域合併協議会	矢本町・鳴瀬町合併協議会	石巻地域合併協議会	志津川町・歌津町合併協議会	小牛田町・南郷町合併協議会	大崎地方合併協議会	気仙沼市・唐桑町合併協議会	気仙沼市・本吉町合併協議会
設置年月日	H14.11.8	H15.4.1	H15.7.1	H15.4.1	H15.7.25	H15.8.1	H17.2.4	H15.7.1	H17.3.17	H19.10.16
方式	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	編入
合併期日	H15.4.1	H17.4.1	H17.4.1	H17.4.1	H17.4.1	H17.10.1	H18.1.1	H18.3.31	H18.3.31	H21.9.1
確認事項	加美町	登米市	栗原市	東松島市	石巻市	南三陸町	美里町	大崎市	気仙沼市	気仙沼市
備考	事務局提案	公募し、協議会で決定 (候補:登米市、とめ市、田園登米市、水の里市、北宮城市、新登米市、佐沼市)	公募し、小委員会に付託し協議会で決定 (第一次選定結果:北宮城市、くりこま高原市、栗原市、くりはら市、すばる市)	小委員会を設置し、選定方法を検討の上、公募の後、候補を選定し協議会で決定。 (候補:あおい市、青空市、奥松島市、滝山市、東松島市、松海市、未来市、桃生市)	小委員会を設置し、公募の後、候補を選定し協議会で決定。 (候補:石巻市、いしのまき市、新石巻市、南三陸市、日中市、石の巻市)	公募し、協議会で決定 (候補:南三陸町(ちょう)、リアス町、南三陸町(まち)、志歌町、志津歌町(しづかちょう)、しづがわ町、志津歌町(しづかちょう)、しづがわ町、りあす町)	公募し、協議会で決定 (第1次選考結果:美里町(みさとまち)、江鳴町(こうめいちょう)、遠田町(とのだちょう)、小牛田町、こごた町、遠田町(とうだちょう))	公募、候補の選定を小委員会に付託し、協議会で決定。 (最終候補:大崎市、おおさき市、北宮城市、古川市、ふるかわ市、宮城市)	事務局提案	事務局提案
事務所の位置	旧中新田町役場	旧迫町役場	旧築館町役場	旧矢本町役場	旧石巻市役所	旧志津川町役場	旧小牛田町役場	旧古川市役所	旧気仙沼市役所	旧気仙沼市役所
財産債務	すべて新町に引き継ぐ	すべて新市に引き継ぐ (財政調整基金はH16標準財政規模の6%を、減債基金はH16普通会計起債残高の5%を持ち寄るよう努める)	すべて新市に引き継ぐ	すべて新市に引き継ぐ	すべて新市に引き継ぐ	すべて新町に引き継ぐ	すべて新町に引き継ぐ	すべて新市に引き継ぐ	すべて新市に引き継ぐ	すべて新市に引き継ぐ
特例適用	在任特例 (H17.3.31まで)	定数特例	定数特例	—	—	—	—	定数特例	—	在任特例 (H22.4.29まで)
特例定数	49人	48人	45人	—	—	—	—	53人	—	42人
選挙区	—	各町毎に設置 (設置選挙のみ)	各町村毎に設置 (設置選挙のみ)	—	—	—	各町毎に設置 (設置選挙のみ)	各町毎に設置 (設置選挙のみ)	—	—
選挙区ごとの定数	—	迫9、登米4、東和5、中田8、豊里4、米山6、石越4、南方5、津山3	築館7、若柳7、栗駒7、高清水3、一迫5、瀬峰3、鶯沢3、金成4、志波姫4、花山2	—	—	—	小牛田12、南郷6	古川22、松山4、三本木4、鹿島台6、岩出山6、鳴子5、田尻6	—	—
条例定数	20人	30人	30人	24人 (設置選挙のみ26人)	34人	22人	16人 (設置選挙のみ18人)	34人	30人	30人
地域審議会	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
地域自治区	—	—	—	—	—	—	—	—	○(合併特例)	○(合併特例)
合併特例区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
条例等による組織	—	—	—	—	○ (旧町単位に「まちづくり委員会」)	—	—	地域審議会に期待される役割を兼ねる地域自治組織を設置予定	—	—

基本5項目  
新市町の名称  
議員の取扱い  
その他